

議会運営委員会会議録（要旨）

日 時	令和 8 年 6 月 26 日（金） 午前 10 時 00 分～午前 12 時 09 分
場 所	長久手市役所本庁舎 2 階 委員会室
出席委員	委員長 野村 弘 副委員長 木村さゆり 委 員 大島令子 岡崎つよし 川合ともゆき
欠 席	富田えいじ
欠 員	2 人
職務のため出席した者の職氏名	議 長 山田けんたろう 委員外議員 なかじま和代 わたなべさつ子 事務局長 門前 健 議事課長 正林直己 課長補佐 村瀬紗綾香

1 あいさつ 議長

2 議題

(1) 令和 8 年第 2 回長久手市議会定例会について

・議事日程（第 6 号）について

（事務局） 議事日程に変更はない。令和 8 年 8 月 25 日に行われる愛知県町村議会広報研修会への出席者が決定したので、本会議で配付する「議員派遣の件」を資料として提出した。

（委員長） 事務局の説明のとおりとしてよいか。

＜異議なし＞

(2) 議長からの諮問事項及び昨年度に意見として出た事項について

・改選後の新人・全議員研修の内容のパッケージ化

（大島委員）「新人・全議員研修」となっているが、新人議員を対象に行うのか、全議員を対象に行うのかをはっきりさせておいた方が、事務局が準備しやすいと思う。例えば新人議員には事務局がオリエンテーションを行い、全議員の研修では申合せ・先例集のおさらいや、全議員に貸与されている「地方議会議員ハンドブック」の中から必要なポイントを絞って勉強するなど、対象と研修内容を明確にしておいた方がよい。

（なかじま委員外議員（副議長））

現任期の初めに実施した改選後の全議員研修は、株式会社廣瀬行政研究所の廣瀬和彦氏に講師をお願いした。また、新人議員のオリエンテーションに当た

る研修としては、当時の議長であった岡崎議員の配慮により、一般質問における作法等の予行練習を行った。全議員研修を外部講師に委託するには費用がかかるものであるし、研修内容や講師の提案も含め、正副議長でまとめることとしてはどうかという提案である。

(大島委員) 新人議員も個人的に勉強したり、会派に入れば会派の先輩から教えてもらったりできるが、改選直後は会派に所属しない議員も多い。オリエンテーションは事務局がしっかり行い、あとは会派の先輩から学ぶとか、大まかな方針を議会運営委員会で決めておけば、事務局が準備しやすいと思う。

(なかじま委員外議員 (副議長))

正副議長である程度まとめてたたき台を作成し、最終的には議会運営委員会で諮って決めていただくべきだと思っている。

(岡崎委員) なかじま委員外議員の発言のとおり、たたき台があると検討しやすい。正副議長で試案を作っていただければと思う。

(委員長) 正副議長に必要な研修内容を洗い出してたたき台を作っていただき、それを基に議会運営委員会で話し合うこととしてよいか。

<異議なし>

・議会アドバイザー・弁護士の配置

(わたなべ委員外議員)

アドバイザーにしても弁護士にしても、配置するには予算が必要になると思うが、確保できるのか。

(委員長) どんな相談をするために誰を配置するかによって、かかる費用も変わってくる。予算措置については置いておいて、まずは配置が必要かどうかという点について意見をいただきたい。

(岡崎委員) 議長からの諮問事項なので、まず議長の考えを聞きたい。

(議長) 前議長からの引き継ぎ事項として、執行部には顧問弁護士がいて諸問題について相談できる体制があるが、我々議員は、個人的につながりのある弁護士に相談するしか方法がないのが現状なので、議会として相談できる弁護士を配置してはどうかということと、合わせて議会側から政策や条例の提案をする際のアドバイザーのような方を配置してどうかという提案があった。

抽象的な話であり、現時点で特に何か決まった目的や依頼先があるわけではない。議会運営委員会で「こういった相談ができる人を配置してほしい」という具体的な目的などの希望があれば、市が連携している大学に副議長と訪問し、適任者の紹介を打診できるとよいと思っている。

(岡崎委員) 弁護士となるとハードルが高く、費用もかかると思う。また議会アドバイザーについては、何か調べたいことがあれば議会事務局に対応してもらえと思うし、私が議員活動を行ってきた十数年間では、そこまでの必要性はなかったように記憶している。

(川合委員) 元は、議員の言動が法的に問題ないかを相談したいということから始まった

話なので、弁護士が適任だと思うが費用がかかる。議会アドバイザーは、趣旨から少しずれると思う。

(大島委員) 法律違反とかハラスメントなど、具体的にトラブルに遭ったり疑問が生じたりしたときに相談できる相手が必要だとして、昨年度は議会内で様々なことがあったこともあり、「弁護士」という言葉が出てきたのだと思う。大学の先生にアドバイザーを依頼するにしても、専門の方を探さないといけないので難しい。

現在は、何かあれば全国市議会議長会に対応について相談し、大方解決できていると思っている。

(なかじま委員外議員(副議長))

前議長の引き継ぎ事項は「弁護士の配置」であったが、私と現議長で話す中で、議員個々で弁護士に相談することはあっても、議会として相談が必要になる具体的なイメージが思いつかなかった。

本市には四つの大学があり、議会基本条例にも「政策立案及び政策提言に努める」とあるので、大学連携を生かした政策アドバイザーの方が、本市議会に合うのではないかと考え、議長が諮問事項として挙げられた。弁護士は費用がかかるが、大学には地域貢献の窓口もある。令和6年1月に広報広聴協議会広聴部会が視察した滋賀県彦根市議会では、大学生が議員から市議会について学び、議員も大学で学ばせてもらうという形で連携しているとのことである。本市では、費用面も含めどのような形で関わっていただけるかは分からないが、政策アドバイザーのような方を依頼できないか、議長と探っていきたいと考えて提案している。

(副委員長) 現在、弁護士やアドバイザーが特別必要な状況ではないという意見の委員が多い。将来的には必要になるかもしれないが、現時点で政策を練っているわけではないので、私も配置の必要はないと思う。

(わたなべ委員外議員)

全国市議会議長会に相談するケースは多いのか。

(事務局) 頻繁にあるわけではない。議会運営上、適切な運用の判断に困った際に、議長から相談を受けたりして問合せすることがある。

(大島委員) 彦根市の場合は、大学の研究室がいろいろな研究を行っていた。例えばある研究室では、N-バスのような地域の公共交通の全バス停で、学生が1日座って利用者数を調査し、それを元に、市が路線の再編を行うなどの連携がされていた。正副議長で大学に協力依頼したとしても、必要になる予算がその後に発生してくる。弁護士は難しいし、政策アドバイザーは現状具体的な必要案件がなく、インターネットで調べられることも多い時代である。

(委員長) 本日の結論として、議会アドバイザー・弁護士の配置は必要ないということではよいか。

<異議なし>

- ・賛否が分かれた案件の議会だよりへの掲載方針
- ・議会だよりへの傍聴記の掲載や意見交換会で出た意見の取扱い

(委員長 (みらい))

私としては広報広聴協議会で扱う案件であると思うが、議会運営委員会で議題とするか意見を伺う。

広報部会で扱うには荷が重いとのことであったが、その上の組織として広報広聴協議会有り、議長を除く全議員が会員である。会派「みらい」としても、広報広聴協議会で扱うべき内容であるという意見である。

(ながくて) 賛否が分かれた案件については、それぞれ同じ配分で記事にしてもらえばよいと思う。また、委員長の意見のとおり、広報広聴協議会は議長を除く全員が出席するので、そこで話し合って決めればよいと考える。

(公明党) 広報広聴協議会で議論するのがよい。

(翼) 同意見である。

(委員長) この2点については、広報広聴協議会で協議することとする。

- ・議員間討議実施に当たっての申合せの詳細整理

(委員長) 議員間討議の実施に当たって、意見があれば伺う。

(わたなべ委員外議員)

議員間討議は、議会が活発になるという点でとてもよい取組だと思うが、本市議会ではまだ実施し始めたばかりであるし、自分の考えを整理して議員間討議の場で十分に発言するには、準備が必要である。私個人の意見としては、議員間討議の実施の提案期限を早めて、委員会における実施までに少し日にちを置いて準備する期間をいただきたいと思います。

(なかじま委員外議員)

議員間討議の実施については、提案した後に取り下げる場合のルールがないので、きちんと定める必要があると思う。

わたなべ委員外議員の発言は、提案されてから実際に実施する委員会までの期間が短いとの意見である。議員間討議については平成27年に制定した議会基本条例に規定されており、決して新しいものではない。その当時は、議員間討議の実施を提案する場合は、本会議開会前までに申し出ることになっていたと思うが、実施されてこなかったため、本会議2日目に行う議案質疑などで明確になった内容を基に、委員会の前日までに整理して申し出れば実施できるように改正したのが、現在の申合せである。提案から実施までの期間を長くして、提案するまでの期間を短くすることは、後退することになるので賛同できない。

(委員長) 今後、議員間討議のルールの明文化について議会運営委員会で話し合っていくが、他自治体でもうまくいっていないところの方が多く、難しい取組なのだと思う。現行の申合せでは、議員間討議の目的として「多様な意見を出し合い、合意形成に努める」とあり、これがそもそも難しいが、目的であるので近づくようにしなければならない。

総務くらし建設委員長と教育福祉委員長に、３月定例会で実施した際にどのような不都合や課題があったか洗い出しをしていただいたので、この後休憩中に共有する。

暫時休憩とする。

<休憩：午前10時47分>

<再開：午前11時00分>

(委員長) 休憩前に引き続き、会議を再開する。

今後の進め方について提案だが、休憩中に共有した両委員長からの課題等を踏まえて各会派で話し合い、他に意見があれば私へご連絡いただく。その後、私と副委員長で意見をまとめて申合せの改正案を作成する。作成した改正案をdesknet'sNEO電子会議室で共有するので、それについて各会派で意見をまとめていただき、次回の議会運営委員会で議論したい。このように進めることとしてよいか。

<異議なし>

(委員長) それでは、各会派からの意見を私にご連絡いただく期限について、近日中に改めてdesknet'sNEOでお知らせするので、協力願う。

これで、議長からの諮問事項及び昨年度に意見として出た事項については全て、今年度の議会運営委員会で議論するかどうかを諮った。議論することに決まった項目について、急ぐものから進めていきたいと思う。

・議案審査のあり方（最終日上程のあり方）

(委員長) 前回の委員会で、市の大きな政策に関する議案の最終日上程は避けるよう、正副議長から執行部に申し入れをしていただくことに決まった。その運用ルールを申合せに追加するかどうかについて、各会派の意見を伺う。

(ながくて) 前回の委員会では、「緊急でやむを得ない案件については、事前に各会派または全議員の同意を得られたものに限り、正副議長が一任を受けて迅速に対応する。」という一文を追加することを提案した。文言についてはこの場で話し合って決めればよいが、申合せへのルールの追加自体はした方がよいと思う。

(翼) 十分な審議時間の確保は必要だが、議案の提案権は執行部の方にあり、法律上、議案を出さないように強制することはできない。ルール化はせずに議長から強く申し入れしていただくことに留め、どうしても短期に議決が必要な場合は執行部から議長に話があると思うので、臨時会の開催も含めて調整していただくのがよい。

(公明党) 会派「翼」と同意見である。

(岡崎委員) 議長から強く申し入れしてもなお、執行部から緊急でやむを得ないという理由で議案の提出があった場合は、議会としては仕方がないと受け止めるという

ことでよいのか。

(大島委員) 先の3月定例会では、最終日に香流苑跡地の売却に係る大きな議案が上程された。最終日に上程されるという情報は2月の時点で聞いてはいたが、議案審査に必要な資料が当日に提出されるなど、きちんと審査ができる状況ではなかった。執行部にも事情はあると思うが、お互いに理解して尊重し合いながら進めるのが二元代表制である。

議会側としては何でも認めることができるわけではないが、会期中に議案を提出することは執行部側の権利なので、提出しないように強制はできない。議会側が十分な審議ができるように、執行部側で対策を講じてもらうしかない。

(わたなべ委員外議員)

最終日上程の議案は、十分な準備をしてから審査に臨むことができないので、避けてほしいというのは私も共通認識である。

執行部側はしっかりとスケジュールを管理し、各定例会に間に合うように準備することが当然ではあるが、やむを得ない事情により、最終日に上程しないと市民の生活に影響が出てしまうこともあるかもしれない。そういう場合は前もって議長と執行部で協議していただき、議会ですっきりと審査できるような段取りの調整をお願いしたい。

(委員長) 申合せへのルール追加については、しないこととしてよいのか。

＜異議なし＞

(委員長) 今までの議長も、最終日上程を避けてほしいことは執行部に伝えていたと思うが、改めて現議長から強く申し入れしていただくこととする。

・市公式LINEによる議会の情報発信

(委員長) 市の公式LINEに、市議会の情報を何でもかんでも発信するわけにはいけないので、ある程度どのような内容を発信するかを検討したい。議長からの提案は、議会だよりの発行や議会報告会、会期日程などであった。会期日程といっても全てを細かく発信するのではなく、「定例会が始まります」程度になると思う。

そもそも、市の公式LINEに市議会の情報を発信することはできるのか。

(事務局) 市の担当課に確認したが、発信する作業自体は議会事務局が行うことになり、技術的には可能であると思う。ただ、委員長の発言にもあったとおり、あくまで市の公式LINEなので、市議会の情報ばかり次々と発信されるという状況は避けたいとのことであった。ある程度、発信内容を絞るのが望ましい。

(委員長) 議会だよりの発行、議会報告会、会期日程の3点としてよいのか。

(大島委員) 会期日程は、各定例会の1回目の議会運営委員会で決まったときに、一覧表を発信すればよい。議会報告会は開催告知をする意味で、チラシができたらしそのデータを発信するのがよい。

(岡崎委員) 要するに、市民が議会に参加しやすくなる情報を中心に発信してほしいということである。

(事務局) 今挙げられた３点であれば、発信可能と考える。

(委員長) 今後発信する際には、その都度議員の誰かから事務局に依頼する必要があるか。

(事務局) この場で、発信の内容を「議会だよりの発行」「定例会や臨時会の会期日程の決定」「議会報告会の開催案内」の３点にはっきりと決定していただき、発信時の文言等については一任いただけるのであれば、あとは事務局で判断して進めたい。

(大島委員) 一般質問の通告内容や日程についても、よく問合せがある。

(委員長) １点増えるが、発信は可能か。

(事務局) そのようにどんどん増えていくのは困るが、１点増えるだけなら問題ないと思う。一般質問については、各定例会の２回目の議会運営委員会で質問順と日程が決まる。委員会終了後、市議会ホームページに日程と通告書を掲載するので、そのページへのリンク先を市公式ＬＩＮＥに発信することでよいか。

(大島委員) それでよい。

(委員長) 「議会だよりの配布開始」「議会報告会の開催告知」「会期日程の決定」「一般質問の質問順・日程決定」の４点を市公式ＬＩＮＥで発信することとする。

・議員用タブレットの更新

(委員長) 前回の委員会では、全ての会派が改選後は新しい端末に更新するのがよいという意見であり、そのように決まった。予算を要望していかなければならないが、どのように検討を進めるのがよいか。

(大島委員) 過去の委員会で、「現在貸与されているタブレット端末は返却し、新しい端末を導入する。返却後のタブレット端末は、引き続き使いたい議員には無料または有料で渡すと決まったのではなかったか。

(事務局) 過去の委員会では、議員個人の端末を使用するという方法も意見として出ており、新しい端末を導入するということが決まっていたわけではないが、前回の委員会で、新しい端末を導入する方針に決まった。新しい端末を導入するのであれば、現在貸与しているタブレットは回収する。

(川合委員) 現在のタブレット端末を導入したときは、コロナ禍のため品薄であり、端末の選択の幅がなかった。今は状況が違うので、画面の大きさや内蔵する機能、タブレットかノートパソコンかなどの判断が必要だと思う。

(大島委員) 改選後には、自分のパソコンを持っていない新たな議員がいる可能性もある。市はペーパーレスを実施しているが、市議会では、全議員がペーパーレス化に合意したわけではないので、ペーパーレスではない。端末の貸与は前提とし、その端末で何をするかによって、画面の大きさや機能について事務局と相談しながら、本委員会で決めていけばよい。

(岡崎委員) 以前の委員会で、個人の端末を使用するという意見が出ていたことは記憶にない。パソコンを持っていない議員がいる可能性もあるので、あくまでも端末の貸与は前提とし、ＯＳはwindowsにするのかなど、本委員会で一から議論し

ていくということでよいか。

(委員長) 新しい端末を導入して貸与するという方針は、前回の委員会で決まっている。

(木村委員) 確認だが、今議論しているのは、改選後の議員に貸与する端末のことでよいか。

(委員長) そのとおりである。

(大島委員) 現在の端末の導入時は、外出先で市民に説明をする際にも、議案等を見せながら使用できるという想定もあった。

審議する議案をデータ配付するのであれば、端末を貸与し、その端末に責任をもってデータを入れるべきである。個人の端末のみで対応するなど、絶対にあり得ないことである。貸与端末の使い勝手が悪い等の理由で個人の端末を使用している議員もいるが、そういった実情も踏まえて、事務局に協力を得ながら新たな端末の選定をしていけばよい。

(わたなべ委員外議員)

現在の貸与端末の導入時には、ＩＣＴに長けた議員で検討委員会のようなチームを作って検討したと記憶している。

(なかじま委員外議員)

わたなべ委員外議員の発言のとおり、前回はプロジェクトチームを作り、青山直道元議員の先導により、機種選定から予算要望に至るまである程度の一任を受けて検討し、最終的には議会運営委員会で報告したと思う。今回も同じような形で検討するというのであれば、私が声かけをしてチーム作りから進めてもよい。

(事務局) 予算要求の時期も考慮すると、議会運営委員会だけで話し合いを進めるには、あと２回くらいしか開催の予定がないので、厳しいスケジュールになる。

(岡崎委員) 日にちがないので、前回と同じようにプロジェクトチームを作って進めてもらえるとよい。なかじま委員外議員をはじめ、ＩＣＴに詳しい議員にお願いしたい。

(なかじま委員外議員)

前回のプロジェクトチームには、ＩＣＴに詳しくない議員として、岡崎議員もメンバーに入っていた。

チームの代表を誰が務めるかは別として、私がチームのメンバーを募り、事務局と足並みをそろえて８月中には方針がまとまるように進めていくということでしょうか。

(委員長) なかじま委員外議員の提案のとおりでよいか。

<異議なし>

3 その他

(なかじま委員外議員)

最近、委員会視察や閉会中の委員会開催日の日程調整が難しい状況がある。副業を持っているなど議員個々で事情があるのは分かるが、これまでは、議会

活動を優先するという暗黙の原則の中で議会が成り立ってきた。三重県いなべ市議会の議会基本条例では、議員の活動原則として、第5条第3項に「議会活動を最優先するよう努めること。」と規定している。来年は改選年であり、本市議会の議会基本条例にも同様の規定が必要かどうか、話し合っていたきたい。

(岡崎委員) 令和8年6月3日にdesknet'sNEO回覧レポートで「良好な住環境の維持に向けた都市計画制度等の検証に関する要望書」という文書が共有されたが、その対応については各議員で判断するということでよいか。

(議長) これまでの「要望書」の取扱いと同様に、議長あてに届いた文書として全議員に周知したものである。この文書を受けて、私からどのように対応してほしいか等の発信はしていない。

(岡崎委員) 先日の富田議員の一般質問で、制限時間の時計を止める場面があった。時計が止まっている間も議場内では言葉が交わされており、ライブ映像はずっと配信されていた状況である。議事をそのまま進行するのがよかったのか、暫時休憩とすればよかったのか、議長と事務局とで検証してみしてほしい。

(議長) その件については、本日、私から発言するつもりであった。今定例会の一般質問では、私としては通告の範囲から外れていると思った議員が3人いて、そのうち2人については、大きく逸脱するものではないと判断し、質問を続けることとした。富田議員については、大項目は「第6次長久手市総合計画後期アクションプラン2024～2028（2026年度版）について」となっているが、質問内容としては、基本目標2と3にある個別の事業について聞くことを通告していた。しかし、実際には基本目標4、5、6の事業にも質問が広がっていき、N-バスについてまで話が及んだので、まずは、富田議員にこの後質問がどこまで広がるのかという確認をするため、時計を止めるよう事務局長に指示した。時計を止めた時点で、ライブ映像の配信も止まっているのか、暫時休憩とすべきかまでは瞬時に判断できなかった。結果的には、途中まで質問を進めてしまっていたN-バスについてと、最後の市長への質問は許可することとした。

一般質問の通告書に記載する内容については、令和7年8月25日の議会運営委員会でも議論されている。詳細に記載し過ぎてしまうと質問の幅を狭める恐れもあるが、例えば「長久手市政について」のように大きな項目を掲げておけば何でも聞けるというのは問題である。執行部との打合せの際も含め、各議員が、通告の範囲を越えていないか自覚を持って一般質問に臨んでほしい。また、会派を組んでいる議員は会派内でも質問内容を共有するなどして、お互いに留意して臨むようにしてほしい。

(岡崎委員) 議会の進行は議長判断によるので、今定例会のことは改めて正副議長と事務局とで整理・検証してもらえばよい。

(大島委員) 時計を止める指示があったとき、事務局はライブ映像の配信も止めなかった

のか。

(事務局) 暫時休憩とされなければ会議中であるので、本来、ライブ映像の配信を止めることはない考える。

現在ちょうど、録画配信用の映像データの確認作業をしているところであり、どのように処理をするのがよいか、判断に迷っている。

(委員長) 暫時休憩とする。

<休憩：午前11時55分>

<再開：午前12時05分>

(委員長) 休憩前に引き続き、会議を再開する。

(事務局) 休憩中に相談させていただいたとおり、録画配信用の映像処理と公開については、議長の判断で進めたいと思う。

(委員長) 議長の判断で進めていただくこととしてよいか。

<異議なし>

(議長) 委員会の録画配信について、知立市議会が令和7年12月からYouTube配信を始めており、知り合いの議員を通じて、私と副議長で話を伺ってきた。

説明をしてくださった事務局職員は今年4月から担当しているとのことだったが、割と簡単にできるという話であったし、一般質問にテロップを入れたり、クリックすると質問項目ごとの冒頭に飛ぶようにするなど、事務局で工夫しているようであった。

事前にお知らせすることなく、正副議長だけで伺ってきた話なので、同じようにしなければならないということではない。報告である。

(委員長) 次回は令和8年8月18日(火)午前10時

以上で議会運営委員会を終了する。